

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

一部の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第88号

政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第9号）附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成19年9月30日とする。

北海道税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。
平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第89号

北海道税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道税条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第47号）の施行期日及び同条例附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行期日は、平成19年9月30日とする。

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第90号

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

北海道知事の資産等の公開に関する規則（平成7年北海道規則第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同条第3項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に改め、「株券」の次に「、金銭信託」を加え、同条第4項から第7項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

別記第1号様式の4の事項中「・郵便貯金」及び(3)の事項を削り、同様式の5の事項を削り、同様式の6の事項の注中「社債券」の次に「、金銭信託」を、「総額」の次に「（金銭信託については、元本の総額）」を加え、同事項を同様式の5の事項とし、同様式中7の事項を6の事項とし、8の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

別記第2号様式の4の事項中「・郵便貯金」及び(3)の事項を削り、同様式の5の事項を削

目次	ページ
規 則	
○政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....（法制文書課）	33
○北海道税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則.....（税務課）	33
○北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則.....（法制文書課）	33
告 示	
○平成19年度鳥獣保護区の指定.....（自然環境課）	34
○平成19年度鳥獣保護区の更新.....（自然環境課）	34
○平成19年度特定猟具使用禁止区域の指定.....（自然環境課）	38
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可.....（農業支援課）	38
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	38
○道路の供用の開始.....（道路課）	39
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	39
公 表	
○北海道人事行政の運営等の状況.....（人事課）	39
○水防法による浸水想定区域の指定.....（河川課）	39
道議会告示	
○政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規程.....	39
○北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程.....	39
道選挙管理委員会告示	
○参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....	40
道警察釧路方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	40

規 則
政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の

り、同様式の6の事項の注中「社債券」の次に「、金銭信託」を、「総額」の次に「(金銭信託については、元本の総額)」を加え、同事項を同様式の5の事項とし、同様式中7の事項を6の事項とし、8の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。ただし、別記第1号様式の4の事項及び別記第2号様式の4の事項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

告 示

北海道告示第619号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道宗谷支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 名 称 猿払ポロ沼鳥獣保護区
- 2 区 域 次のとおり
- 3 存続期間 平成19年10月1日から平成39年9月30日まで(20年間)
- 4 保護に関する指針

- (1) 道指定鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区
- (2) 道指定鳥獣保護区の指定目的

猿払村のオホーツク海沿いに位置するポロ沼は、周辺が湿原で覆われており、特に3月から5月にかけて多数のコハクチョウが飛来するなど、水鳥類の渡りの中継地及び生息地となっているため、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、従来は水面のみの区域指定であったが、隣接する湿原(河川敷地)が草原性鳥類等の重要な生息地となっているため、ポロ沼の河川敷地を含めることとし、区域を拡張して鳥獣保護区を指定する。

- (3) 管 理 方 針 次のとおり

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道宗谷支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第620号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定に

より、次のとおり鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年9月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 上ノ国勝山鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年3月1日から平成39年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、上ノ国町市街地に隣接し、二級河川天野川河口より西方約1.0キロメートル、国道228号線沿いから夷王山山頂までの斜面に位置する。イタヤカエデ、ナラ、カツラ等の天然木が繁茂する森林で、アカゲラ、シジウカラ、エゾリス等の鳥獣が生息している。また、区域内には自然歩道が整備される等、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和43年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり

- 2(1) 名 称 峰延鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで(10年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR峰延駅から東南方約0.7キロメートルに位置しており、ハルニレ、ミズナラ、ナナカマド等の森林で、アカゲラ、ハシブトガラ、シジウカラ等の鳥獣が生息している。また、峰延中学校の自然観察の場としての親しまれており、昭和43年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり

- 3(1) 名 称 松山鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存 続 期 間 平成20年3月30日から平成39年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR美深駅から東方約18キロメートルに位置し、紋別郡雄武町との行政界に接しており、標高は約500～1,000メートルで、北見山地中央部のピヤシリ山から北方に走る比較的なだらかな山稜地であり、北部や中央部には高層湿原地帯が形成されている。この地域の湿原は本道では、もっとも北に位置する高地性の高層湿原の一つであり、周辺にはハイマツ群落や矮性のアカエゾマツ林が分布するなど特異性を有する学術上価値の高いものである。また、地域一帯に広がるチシマザサ、ダケカンバ群落と一体となって優れた自然環境を維持しており、エゾライチョウ、アカゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり

4(1) 名 称 北大中川研究林鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成39年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、中川郡中川町と中川郡音威子府村にまたがり、天塩と北見の分水嶺と天塩川の間にある山岳林であり、トドマツ、アカエゾマツを主体とした針葉樹林と、ミズナラ、イタヤ、シナノキ、カンパ類を主体とした広葉樹林によって構成される針広混交林であり、キタコブシ、カツラ等の温帯性樹種の北限ともなっている。また、その内大部分が天然林により構成され、蛇紋岩地帯のアカエゾマツ純林とともに森林生態学上貴重な森林であり、ヒグマなど行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ多様な鳥獣が生息している。このように、多様な鳥獣の生息環境に適した地域であるため、昭和62年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

なお、北大中川地方演習林鳥獣保護区の名称を北大中川研究林鳥獣保護区に改称する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり

5(1) 名 称 羽幌朝日公園鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存 続 期 間 平成20年3月1日から平成39年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、羽幌町役場から東北東約2キロメートルに位置しているトドマツ、カラマツ、ハンノキ、シラカンバ、ナナカマド等の針広混交林である。羽幌川に程近く標高は約10～50メートルであり、ユキウサギ、シマリス、ウグイス、シジュウカラ等の鳥獣が生息している。また、朝日公園として住民に親しまれており、昭和43年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり

6(1) 名 称 羽幌曙鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存 続 期 間 平成20年3月1日から平成39年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、羽幌町役場から東方約12キロメートルの曙地区に位置し、築別川と三毛別川の合流付近の標高約60～100メートルの丘陵地である。上層木はトドマツ、ナラ、シナノキ、ニレ、イタヤカエデ、シラカンバ等の針広混交林であり、下層木はニワトコ、ノリウツギ、エゾヤマツツジ、ツルゴケ等の灌木、蔓茎類が生育しており、ユキウサギ、シマリス、カッコウ、ヤマゲラ、シジュウカラ等の鳥獣が生息する。また、羽幌小学校の学校林で、児童の自然観察の場として親しまれてきており、昭和43年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり

7(1) 名 称 男能富鳥獣保護区
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成39年9月30日まで(20年間)
 (4) 保護に関する指針
 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
 イ 道指定鳥獣保護区の指定目的
 当該地域は、JR雄信内駅から南西約5キロメートルに位置する町有林であり、雄信内川とその2本の支流に囲まれた標高約20~100メートルの丘陵地である。エゾイタヤ、シナノキ群落を主体とする落葉広葉樹林で、シラカンバ群落やトドマツが混生する針広混交林も見られ、一部にはトドマツ等の針葉樹が植林されている。ユキウサギ、クロテン、アカゲラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、平成9年に道指定鳥獣保護区に指定している。
 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり
 8(1) 名 称 初山別鳥獣保護区
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成39年9月30日まで(20年間)
 (4) 保護に関する指針
 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
 森林鳥獣生息地の保護区
 イ 道指定鳥獣保護区の指定目的
 当該地域は、初山別村役場から南方約10キロメートルに位置し、茂築別川の支流六線沢川を挟む標高約20~200メートルの丘陵地である。上層木はトドマツ、ミズナラ、シナノキ、ニレ、イタヤカエデ、シラカンバ等の針広混交林であり、下層木は、オオカメノキ、ミヤマシキミ、ヤマブドウ等の灌木、蔓莖類やクマザサ、ウド、フキ、シダ類等が生育し、ユキウサギ、シマリス、カッコウ、アカゲラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和43年に道指定鳥獣保護区に指定している。
 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり
 9(1) 名 称 コムケ鳥獣保護区
 (2) 区 域 次のとおり

(3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成39年9月30日まで(20年間)
 (4) 保護に関する指針
 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
 集団渡来地の保護区
 イ 道指定鳥獣保護区の指定目的
 当該地域は、紋別市の中心から南東方向約10キロメートルに位置し、国道238号からオホーツク海までの長さ9キロメートル、最大幅3キロメートル、ヤソシ沼及びコムケ湖を含む区域である。
 海跡湖であるコムケ湖には、春秋にカモ類、ハクチョウ類、シギ・チドリ類など多くの水鳥が訪れ、また、湖周辺の森林にはオジロワシやオオワシなどの猛禽類も生息している。特に道内ではコハクチョウの数少ない渡来地として重要であるため、昭和62年に道指定鳥獣保護区に指定している。
 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり
 10(1) 名 称 五鹿山鳥獣保護区
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成39年9月30日まで(20年間)
 (4) 保護に関する指針
 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
 身近な鳥獣生息地の保護区
 イ 道指定鳥獣保護区の指定目的
 当該地域は、上湧別町中湧別市街から東方に2キロメートルに位置し、平野部に迫りだした小高い丘陵地で、樹齢80年を超える大径の桜が約80本あり、桜の名所となっている。また、緑に触れあう場所として、ツツジ類やウメ、シラカンバ等が植栽され、ツグミやヒガラ、ウグイス等の鳥獣が生息しており、昭和62年に道指定鳥獣保護区に指定している。
 現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり
 11(1) 名 称 本沢鳥獣保護区
 (2) 区 域 次のとおり
 (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成39年9月30日まで(20年間)
 (4) 保護に関する指針
 ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR北見駅から北西に約12キロメートルに位置しており、ミズナラ、シナノキ、イタヤカエデ等の森林で、エゾライチョウやカッコウ、ウグイス等の鳥獣が生息している。また、住民の野鳥観察の場として親しまれており、昭和62年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針 次のとおり

- 12(1) 名称 錦大沼鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで(10年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR室蘭本線錦岡駅から北西約3キロメートルに位置しており、大小2つの湖沼を取り巻くハルニレ、ミズナラ、ヤチハンノキ、カラマツ等の森林からなり、カモ類、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ、エゾリス等の鳥獣が生息している。また、住民の自然観察の場として親しまれており、昭和53年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針 次のとおり

- 13(1) 名称 判官館鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成20年3月1日から平成39年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、JR新冠駅の西側約500mに位置し、判官館森林公園を中心とする緩やかな丘陵地と新冠川河口付近を含む区域であり、主にカシワ、ミズナラ、カンバ等の天然広葉樹、一部にトドマツ・クロマツ等の造林地があり、コゲラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣が生息しており、昭和43年に道指定鳥獣保護区に指定している。

当該地域は、散策路や公園施設(バンガロー、木製遊具、水路など)が整備され、地域住民等の憩いの場として親しまれており、また、地元小中学校が行う野鳥観察会にも利用されている。新冠川沿いには、青年の家も設置されており、自然とのふれあいの場として利用されている。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

なお、当初は森林鳥獣生息地の保護区として指定していたが、昭和63年の存続期間の更新後、散策路や公園施設が整備され、地域住民等の憩いの場として親しまれるようになったことから、自然とのふれあいを通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域と判断し、指定区分を身近な鳥獣生息地の保護区に変更する。

ウ 管理方針 次のとおり

- 14(1) 名称 オサルシ鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで(10年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、河東郡音更町字長流枝に所在し、JR帯広駅から北東約11キロメートルに位置する。ニレ・ナラ等の天然広葉樹及びカラマツを主体とした森林で、シジュウカラ、アカゲラ等の鳥獣が生息している。また、町営牧場及びオサルシナイ林間キャンプ場があり、地域住民はもとより道内外の人々の自然探勝及び観察等の場として広く利用されており、昭和52年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針 次のとおり

- 15(1) 名称 鎧別鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成19年10月1日から平成39年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 道指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域はJR摩周駅の南西約1.2キロメートルに位置する町有林で、トドマツ、カラマツの人工林とエゾヤマザクラ、ヤマハンノキ、イタヤカエデ、シナノキの天然林

からなる丘陵地である。アカゲラ、シジュウカラ等の多数の野鳥の飛来もあり、野鳥愛護林として適当である。また、大半は弟子屈小学校の学校林であり、昭和43年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管 理 方 針 次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第621号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名 称 新川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名 称 豊平川特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名 称 湯の里特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4(1) 名 称 鷗島特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5(1) 名 称 月ヶ湖特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（10年間）

- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 - 6(1) 名 称 南幌親水公園特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区 域 次のとおり
 - (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（10年間）
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 - 7(1) 名 称 ネシコシ特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区 域 次のとおり
 - (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（10年間）
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 - 8(1) 名 称 樽前大沼特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区 域 次のとおり
 - (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（10年間）
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
 - 9(1) 名 称 恵茶人特定猟具使用禁止区域
 - (2) 区 域 次のとおり
 - (3) 存 続 期 間 平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（10年間）
 - (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- （「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局自然環境課及び関係支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
てしおがわ土地改良区	上名寄頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	風連20線堰堤	同

北海道告示第623号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を富良野市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年農林水産省告示第1117号のとおりである。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

富良野市字山部1832、1833、1834、1838、1839所在の森林について所有権を有する

谷 脇 茂

北海道告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 寿都黒松内線	寿都郡黒松内町字熱郭85番5地先から 寿都郡黒松内町字熱郭85番7地先まで	平成19. 9.28

北海道告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成19年10月1日に道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道			
2 路線名	夕張岩見沢線			
3 道路の区域				
区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
夕張市社光22番1地先から	前	18.00mから	343.52m	
夕張市住初2番1地先まで		28.00mまで		
	後	18.00mから	343.52m	
		28.00mまで		

公 表

北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例6号）第4条の規定により、平成18年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、行政情報センター及び各支庁行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）から縦覧することができる。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川知利別川水系知利別川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道室蘭土木現業所事業部治水課及び登別出張所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年9月28日

北海道知事 高橋 はるみ

道 議 会 告 示

政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規程をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道議会議長 釣 部 勲

北海道議会告示第3号

政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規程

政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成19年北海道条例第41号）附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成19年9月30日とする。

北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

北海道議会議長 釣 部 勲

北海道議会告示第4号

北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

北海道議会議員の資産等の公開に関する規程（平成7年北海道議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「証券取引所」を

「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同条第3項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に改め、「株券」の次に「、金銭信託」を加え、同条第4項から第7項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

別記第1号様式の4の事項中「・郵便貯金」及び(3)の事項を削り、同様式の5の事項を削り、同様式の6の事項の注中「社債券」の次に「、金銭信託」を、「総額」の次に「(金銭信託については、元本の総額)」を加え、同事項を同様式の5の事項とし、同様式中7の事項を6の事項とし、8の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

別記第2号様式の4の事項中「・郵便貯金」及び(3)の事項を削り、同様式の5の事項を削り、同様式の6の事項の注中「社債券」の次に「、金銭信託」を、「総額」の次に「(金銭信託については、元本の総額)」を加え、同事項を同様式の5の事項とし、同様式中7の事項を6の事項とし、8の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、平成19年9月30日から施行する。ただし、別記第1号様式の4の事項及び別記第2号様式の4の事項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

- 平成19年9月7日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 三菱電機クレジット株式会社
 - (2) 住 所 東京都品川区西五反田一丁目3番8号
 - 4 落札金額 875,700円
 - 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告 平成19年7月27日付け北海道警察釧路方面本部告示第30号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課
 - (2) 所在地 釧路市黒金町10丁目5

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第148号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定に基づき、平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙に関し、候補者の出納責任者から提出のあった同法第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成19年9月28日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

道 警 察 釧 路 方 面 本 部 告 示

北海道警察釧路方面本部告示第46号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年9月28日

北海道警察釧路方面本部長 堀 金 忠

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 集合教育用四輪自動車運転シミュレータ装置の賃貸借 一式(1月当たりの単価)
- 2 落札を決定した日